



島根県報

令和8年5月22日（金）

第 7 2 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和8年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業再開の届出	（地 域 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	（高 齢 者 福 祉 課）	2
島根県農業技術センターで生産する農産物の売払代金の徴収事務の委託	（農 業 経 営 課）	2
保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	3

【公 告】

都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	5
-------------	-------------	---

【特定調達公告】

令和8年度県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等	（広 聴 広 報 課）	5
島根県通送業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	6
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報管理システム保守管理業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	6
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報管理システム運用支援サービス業務に係る随意契約の相手方等	（ " ）	7

【教委告示】

水産練習船神海丸実習に係る生産物販売金の徴収事務の委託	（学 校 企 画 課）	7
-----------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第335号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年6月9日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の再開の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	再開年月日
医療法人社団 もりわき眼科	浜田市日脚町244番地8	令和8年3月2日

島根県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第2号の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
社会福祉法人 高田会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム鳴澤の里	隠岐郡隠岐の島町 都万1791-1	令和8年5月31日

島根県告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項並びに島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
出雲大同青果株式会社
島根県出雲市高松町570番地
- 委託した歳入の種類及び事務の内容
島根県農業技術センターで生産する農産物の売払代金の徴収事務
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 委託の開始年月日

令和8年4月17日

島根県告示第339号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川2554-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第340号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町中野1503-27、1503-30、1503-31、1503-36、1503-47、1505-1、1506-1、1507-4、1507-6から1507-10まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第341号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町民谷字宇山1189

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第342号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町上阿井2574

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上阿井2574（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

川本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

川本都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び川本町地域整備課

4 縦覧期間

令和8年5月25日から同年6月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和8年度県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年3月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

令和8年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務受託コンソーシアム

代表者 株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地

5 随意契約に係る契約金額

59,025,859円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月22日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県通送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
赤帽島根県軽自動車運送協同組合 代表理事 白築 和彦 島根県出雲市高松町1331番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
212,109,821円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月22日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報管理システム保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 西日本公共ビジネス統括部（島根） シニアディレクター 湯川 洋祐
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
250,121,157円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月22日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

1 件名及び数量

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センター統合情報管理システム運用支援サービス業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県病院局県立病院課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

86,891,244円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

令和8年5月22日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

1 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地

漁業協同組合 J F しまね浜田支所

浜田市原井町3025番地

2 委託した歳入の種類及び事務の内容

水産練習船神海丸実習に係る生産物販売金の徴収事務

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

4 委託の開始年月日

令和8年5月12日